

平成 29 年 第 10 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 29 年 10 月 13 日（金） 午前 9 時 00 分～午前 10 時 7 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 2 階 第 1 会議室

3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那靜清	欠
	2 番	後藤 紗子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

9 番 衛藤 英教 10 番 矢野 源平

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史 主幹兼係長 藤田 鉄也
係 員 佐藤 和代 藤田 美智 川原 一仁

7. 議事日程

- (1) 議案第 67 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 68 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 69 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 71 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (7) 議案第 73 号 現況証明（非農地証明）について
- (8) 議案第 74 号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの方針を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん おはようございます。

10月に入りまして、随分と過ごしやすい時期になって参りました。先ほど来より話にも出ておりますが、稲刈りがいよいよ始まりまして、何か天気模様の方も一週間くらい悪いとのことで、気の方が急いでいるのではないかと思います。そういう忙しい中に朝からご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。

先日の9月15日の明日の農政を考える集いですが、委員の皆さま方には本当にご協力をいただきまして、盛大のうちに会が終了できましたことに、本当に心より感謝とお礼を申し上げる次第です。

また、台風18号におきましても、県下で15億8千万円の被害額と言われております、特に県南。津久見・臼杵・佐伯の方は非常に酷かったと。県南の農業委員会長宅もかなり被害にあったと聞いております。選挙の方も皆さん方それぞれ意向があろうかと思われますが、一度は政権をとった党が、また新たなところに歩み寄ろうかというような、非常に常識では考えられないような選挙が行われておるようでございます。

本日は、皆さま方それぞれがお忙しいですので、慎重審議のうえ、速やかに会を終わりたいと思うところでございます。ご協力をよろしくお願ひします。

さて、長くなりましたが、これより座ってから進行させていただきます。先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、举手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成29年第10回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午前9時5分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

9番 倭藤英教 委員、10番 矢野源平 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項になります。

まず、会長報告及び各種報告であります、平成29年第9回定例総会から本日の平成29年第10回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた3点について、会長報告として2ページ以降にまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長

続きまして、各種報告ですが、本日はそれぞれの報告はないようです。

議長 続いて、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番及び番号2番について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません] の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、議案第67号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第67号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成29年10月13日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番の案件を13番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13番委員 三重の神田隆善です。

10月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件については、申請者 故) ●●●● 相続人代表 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は、ソフトバンク株式会社から、携帯電話の通信エリア拡大と通信状態の向上を図るために、無線基地局建設用地を提供してほしいとの申し入れがあったので、用地提供するため除外をお願いしたい。とのことであります。許可基準は、農地法施行規則第32条「農地の転用の制限の例外」第1項第16号が適用されます。よって、地区審査会の意見としましては、農地転用の許可は不要であるという事になりました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 緒方の麻生祐三子です。10月4日に行いました緒方区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件については、申請者●●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は、当該地周辺は、ソフトバンク株式会社から携帯電話の通信エリア拡大と通話状態の向上を図るため、無線基地局新設の申し出があったので、用地提供するため除外をお願いしたい。とのことであります。

許可基準は、農地法施行規則第32条「農地の転用の制限の例外」第1項第16号が適用されます。よって、地区審査会の意見としましては、農地転用の許可は不要であるという事になりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第67号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようではありますので、質疑を打ち切り採決します。

議案第67号の番号1番及び番号2番の2案件については、意見を求められております。

審査報告は、番号1番及び番号2番の2案件につきましては、転用は可能であるとのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第67号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号1番及び番号2番の2案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第69号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の高知穂です。別冊議案第68号をお開きください。議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成29年10月13日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成29年10月16日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。別冊議案第69号をお開きください。議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成29年10月13日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く2ページをご覧ください。

（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

- 議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 68 号について、これより質疑を許可します。
- 10 番委員 10 番矢野源平です。第 68 号の田と畑の利用設定を受ける農家数 1 とあるが、田で 1、畑で 1、で、2 人受ける人がおるから、田と畑の欄を変えないとおかしいのではないか。
どこかに明細があったような気がしますが。今見てもわからないのですが。
田で 1 人、畑で 1 人と書いてたんじゃないですか。分けて書かないと、これだけでは田と畑で利用権設定を受ける農家数が 1 人しかないので、私はおかしいのではないかと思います。いかがでしょうか。
- 農業振興課 ただ今のご質問にお答えします。議案第 68 号の農用地利用集積計画につきましては、農家数は、農地を受ける農地中間管理機構の方になりますので、1 名となります。後の議案第 69 号の配分計画の方では、農地中間管理機構から、それぞれの借り手の方 2 名へ権利設定をするということなので、一旦農地中間管理機構が借受けて、配分計画で借り手の方へ貸すので、利用権設定を受ける農家数は、農地中間管理機構の 1 名となります。
- 10 番委員 なら、ここは農地中間管理機構と書かないと。農家じゃないやろ。欄が違うじゃろ。分からんじゃろ。中間管理機構が借りたんなら中間管理機構と書いといてくれんと。農家となってるからな、この明細は。理解できんわ。私には。
- 農業振興課 そうですね。利用権設定等を受ける農家数の標記がですね、農地中間管理機構は農家では、ありませんので、農家等と次回より標記を検討したいと思います。
- 9 番委員 9 番の衛藤です。あの結局、第 68 号というのは農家と農地中間管理機構の関係でしょ。そして、第 69 号が、その農地中間管理機構から借りようとする農家のことなんでしょ。
だから、そこがちょっと分からぬから。結局ここは農地中間管理機構から明細が出てるから分かるんだけど…それがちょっと、分かりにくいくらいのことなんでしょ。まあ今度、よく考えて研究してください。課題です。よろしいですか。
- 農業振興課 今回は、農地中間管理機構を通す案件しか出でおりませんが、通常、相対の利用権設定をする場合には、農地中間管理機構以外の受ける農家さんが出てきますので、分かりやすい標記を考えます。
- 議長 農地中間管理機構を通す案件と通さない案件を分けて書けば分かりやすいんかな。
- 農業振興課 そうですね、5 ページの明細表には備考欄に農地中間管理事業と記載していますが、4 ページの総括表には記載が無いので。もう少し表の項目の標記を分かりやすいものに検討したいと思います。
- 議長 そうですね、もう少し検討をしていただいて。この件は、これでよろしいでしょうか。
他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 68 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

- 事務局　　挙手全員です。
- 議長　　挙手全員により、議案第 68 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。
- 議長　　次に、議案第 69 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。
- 委員　　[ありません] の声あり
- 議長　　他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 69 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局　　挙手全員です。
- 議長　　挙手全員により、議案第 69 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといいたします。
- 議長　　ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午前 9 時 27 分)
- 議長　　それでは、再開します。
(とき、午前 9 時 28 分)
- 議長　　次に議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局　　まずは、議案の修正をお願いします。議案書の 2 ページをお開きください。番号 2 番の案件の地番ですが、322 番とありますが、332 番に修正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。それでは説明します。
「議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 7 番について朗読)
- 議長　　ここで、番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 27 番 首藤満生 委員にお願いいたします。
- 27 番委員　　緒方の首藤満生です。
10 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●さんへの売買による所有権移転であります。
譲渡人は、高齢となり後継者もなく耕作が困難であったことから、これまで申請地の管理をお願いしてきた譲受人の父に買ってほしいと相談しました。譲受人の世帯は、父が主

に耕作を行っており、譲受人自身は現在プロスパ生産組合に勤務していますが、将来は農業後継者となる計画で、譲渡人と売買での話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、61アールとなり下限面積の40アールを超えていました。

また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●さんから、譲受人●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲受人は空き家バンクを利用し、今年7月に譲渡人所有の居宅を購入し緒方町内に居住しました。譲渡人は高齢のため市外転出し長男家族と同居しており農地の管理が困難なため、空き家に付随した農地の指定申請をし、9月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した自宅に隣接する農地で、利便性が良いことから譲受人自身が申請地を有効活用したいと考え売買での話がまとまり、今回申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、5アールとなり下限面積の1アールを超えていました。

また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の案件を28番 甲斐文義 委員にお願いいたします。

28番委員 緒方の甲斐文義です。

10月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●さんから、譲受人●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲渡人は高齢で後継者もいないことから、農地の整理を検討し、これまで農地の管理をお願いしていた譲受人に相談をしました。譲受人も申請地が自宅に近く利便性がよいことから売買で話がまとまり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、72アールとなり下限面積の40アールを超えていました。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の案件を32番 羽田野幸光 委員にお願いいたします

32番委員 朝地の羽田野幸光です。

10月5日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●さんから譲受人●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲渡人は農業をしておらず後継者もいない事から、農地の整理を検討し、これまで農地の管理をお願いしていた譲受人に相談をしました。譲受人も申請地が自宅に近く利便性がよいことから売買で話がまとまり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、102アールとなり下限面積の40アールを超えていました。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の案件を35番 後藤敏春 委員にお願いいたします。

35 番委員 大野の後藤敏春です。
10月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号5番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。
譲渡人は、高齢で後継者もなく申請地の管理が困難だったので、農地の整理を検討し、これまで申請地の管理をお願いしていた親類である譲受人に相談をしました。譲受人とその父は市外でみかん栽培をしており、農業経営規模の拡大を計画していたことから、売買で話がまとまり今回申請を行ったものです。
なお、譲受人の父が主として耕作をしていますが、将来的に経営を引き継ぐ予定の息子が申請者となっています。
譲受人の権利取得後の経営面積は、150アールとなり下限面積の40アールを超えていません。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号6番の案件を38番 阿南金喜 委員にお願いいたします。

38番委員 大野の阿南金喜です。
10月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号6番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。
譲渡人は農地を相続しましたが、農業経験もなく、後継者もいないことから農地の整理を検討していました。また譲受人は、これまで他市で農業経験がありましたら、今回本格的に農業をするため農地を探していたところ、譲渡人と売買で話がまとまり申請をするものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、106アールとなり下限面積の40アールを超えていません。
また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号7番の案件を45番 岡本静 委員にお願いいたします。

45番委員 犬飼の岡本 静です。
10月5日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号7番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。
譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、県外在住であり農地の管理は困難であるため、親族であり現在管理をお願いしている譲受人に相談しました。
譲受人も経営規模拡大を計画しており、贈与することで話がまとまり今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、248アールとなり下限面積の40アールを超えています。
地区審査会の意見としましては、不許可要件の7項目に該当するものではなく、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第70号の番号1番から番号7番までの7案件

についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 70 号の番号 1 番から番号 2 番までの 7 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 70 号の番号 1 番から番号 2 番までの 7 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 続いて、議案第 71 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 71 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。

10 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は、自宅兼自動車整備工場と私道に隣接した矮小な農地です。転用前は自宅の敷地より低い位置にあり不便だった事から、申請者の父が昭和 61 年 4 月頃、申請地に自宅敷地の高さまで埋め土し、サザンカ 5 本、サルスベリ 2 本、ユキヤナギ 1 本、ネムノキ 1 本、ツツジ 1 本、ムクゲ 1 本、アジサイ 1 株の合計 12 本の庭木を植栽、追加で花壇及び遊具を設置し、庭として整備しました。今回許可が必要であることが分かり、是正のため申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 71 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

- 委員 [ありません] の声多数
- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 71 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。
これから採決します。議案第 71 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局長 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第 71 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。
「議案第 72 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の案件を 13 番 神田隆善 委員にお願いいたします。
- 13 番委員 三重の神田隆善です。
10 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●から譲受人●●●さんへの所有権の移転が伴う農地の転用の件についてであります。
譲受人は、三重町内の借家で妻と子供 3 名の家族 5 名で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、子供の進学や将来的な生活を考え同一校区内での家の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、地権者と金銭的な折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。
審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の エ の (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。
- 議長 次に、番号 2 番の案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。
- 1 番委員 緒方の麻生祐三子です。
10 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 2 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●さん、●●●●

さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人兩人は夫婦で、現在、緒方町内の市営住宅で子供と計4人で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、新築を計画しました。同一校区内で農地以外の適当な土地を探しましたが、地権者と金銭的な折り合いが整わず断念していたところ、通勤にも利便性の良い申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地の管理に、困っていたため売買の話がまとまり、今回申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第72号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第72号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第72号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 举手全員により、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第73号 現況証明（非農地証明）について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。

「議案第73号 現況証明（非農地証明）について」

(議案書のとおり、番号1番から番号5番を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番の案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 1番の麻生祐三子です。

10月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、2787番・2806番については山際に位置する農地で、2802番28については急傾斜地のため営農条件が悪く、いずれも周辺が山林原野化したため、30年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。

判断基準は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。

周囲への影響については、申請地の周囲は山林原野化しており、耕作している農地もないため、周囲への影響は認められません。

地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。
以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 10 番 矢野源平 委員にお願いいたします。

10 番委員 朝地の矢野源平です。

10月5日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件については、申請者●●●さんから申請のありました非農地証明についてあります。申請地は、傾斜地で耕作条件が悪く、周囲が原野化したこともあり耕作を放棄したものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は申請地の周囲は原野化しており、耕作している農地はないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 9 番 衛藤英教 委員にお願いいたします。

9 番委員 大野の衛藤英教です。

10月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 3 番及び 4 番の案件については関連がありますので、一括して報告します。

申請内容は申請者●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請者は、平成 14 年 11 月に競売により当該申請地を取得しましたが、取得時より 3 番案件申請地は畜舎跡地のアスファルト敷の雑種地の状態、4 番案件申請地は畜舎が建築されており、宅地の状態でした。両申請地は、農地法の許可を得ておらず無断転用と判明したものの、競売により所有者が変わっている事や、農用地区域内農地であることから追認申請ができませんが、県の非農地証明発行基準により、平成 24 年 5 月 11 日以前に農業用施設として転用され、20 年以上経過している事や、農地に復元することにより失われる経済的な損失も大きく、他法令の許可を得る必要もないことから、非農地証明の申請を行ったものです。

農地の区分は農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから農用地区域内農地となります。

判断基準は、平成 24 年 5 月 11 日の時点で非農地化後 20 年以上経過しており、無断転用や違反転用であるが、追認等の転用許可ができない土地について、農地に復元することにより失われる経済的な利益、農地以外になった経緯等を総合的に考慮し、農地に復元することが適当ではないと判断した土地に該当します。

地区審査会の意見としましては、証明して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号 5 番の案件を 5 番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5 番委員 犬飼の木津一秀です。

10月5日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 5 番の案件についてですが、申請者●●●●さんの非農地証明の件についてであります。申請地は、農地法許可不要案件の 200 m²未満の農業用施設を昭和 53 年 6 月から昭和 62 年 5 月までの間に 4 棟建て、現況は宅地となっています。

判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地（農地法の許可不要案件）に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲に耕作している農地は無く、水路等も無いため、周囲への影響は認められません。

地区審査会の意見としましては、証明して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 73 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 73 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これより採決します。議案第 73 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 73 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 74 号 空き家に付随した農地の指定について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。
「議案第 74 号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号 1 番を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付隨した農地の指定について審議するものです。

それでは、議案第 74 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようありますので、質疑を打ち切り、これより採決し

ます。議案第 74 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 74 号 空き家に付随した農地の指定については、原案のとおり決定されました。

これをもちまして、平成 29 年第 10 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午前 10 時 7 分)

議事録署名委員

9 番委員

斎藤英教

10 番委員

木野綱平